

老後の備えは **農業者年金** で安心！

～あなたの老後の備えは、大丈夫ですか？老後の支えになるのは年金です～

農業者年金は、農業者のために設けられた公的年金制度です。農業者年金に加入して老後の安心を築きましょう。

農業者年金の加入要件

農業者なら広く加入できます

次の①～③全てに該当している人ならどなたでも加入できます。

- ①国民年金の第1号被保険者
- ②60歳未満の人(20歳以上)
- ③年間60日以上農業に従事(月平均5日以上農業に従事)

※配偶者や後継者など家族従事者も加入できます。



農業の担い手は、保険料の国庫補助(政策支援)が受けられます

- ①35歳未満の認定農業者で青色申告者の保険料は、2万円の内1万円が国から補助されます。(最長20年間)
- ②①の配偶者で家族経営協定を結んでいる場合、同じ金額が国から補助されます。
- ③35歳から40歳までの認定農業者で青色申告者の保険料は、2万円の内6千円が国から補助されます。家族経営協定を結んでいる配偶者も、同じ金額が国から補助されます。(10年間を限度として通算して最長20年間)
- ④国庫補助額も将来経営継承(経営移譲)ができれば、自分の年金として受給できます。
- ⑤国庫の政策支援については、この他にもケースがありますのでご相談ください。

農業者年金のメリット

①積立型の安全・安心な保険

- ・自分で積み立てた保険料とその運用実績で、将来受け取る年金額が決まる積立方式。
- ・加入者や受給者の数に影響されないため、少子高齢化にも安心な年金制度。
- ※マイナス運用で元本割れしても、掛け金は保証しているので安心。

②保険料の額は自由に決められる

- ・保険料は月額2万～6万7千円の間で、1,000円単位で自由に決められます。(年一括払いもできます。)
- ・農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも保険料を見直すことができます。

③80歳まで保証付きの終身年金

- ・年金は生涯支給されますが、80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった年金額を、死亡一時金として遺族に支給されます。

④保険料は「全額所得税の社会保険料控除」の対象

- ・支払った保険料は全額(24万～80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。

⑤年金を受け取る時も公的年金等の控除対象

- ・65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が、120万円までは全額非課税となります。

⑥早く加入するほど有利

- ・加入期間が長いほど、複利効果などで運用益のアップが期待できます。

⑦安全性を重視した分散投資

- ・国内債券への投資を中心にリスクを抑えた運用をしています。

詳しくは

農業委員会事務局・お近くのJA、または農業者年金基金にお問い合わせください。

下野市農業委員会事務局 Tel.48-2116 JAうつのみや南河内支所 Tel.48-2211
 JAおやま石橋支店 Tel.53-1344 JAおやま国分寺支店 Tel.44-1115
 農業者年金基金 Tel.03-3502-3199

編集後記

東京農大の五條先生の研究室の学生が研修に訪れた。

先生が最初に見えたのは、家族経営協定の締結農家の視察に来た5年前である。以来縁あって、今回は、下野市の農業の状況調査ということである。この研究成果は、11月の学園祭で発表され、学年末には冊子になるそうだ。

はてさて、我々のつたない説明でどんな成果になることか何とも申し訳ない気がするが、彼らの研究の一助になればと思う。13人の学生は、数人の農家出身者を除きほとんどが非農家である。この中から少しでも農業に携わってくれる学生が出ることを願う。

農業委員会事務局



農地を守り、担い手を応援する専門情報紙

全国農業新聞



旬の情報で経営を支援！
この国の農と食を伝えます

購読料
月600円
(送料消費税込)

毎週
金曜日
発行

普及推進月間
平成26年9月～11月